

令和7年度

第6回 香川県公共事業評価委員会

令和7年12月18日

目 次

【総括資料】

○ 議事次第	1
○ 委員会委員名簿	2
○ 香川県公共事業評価実施要領	3
○ 香川県公共事業評価委員会設置要綱	6
○ 香川県公共事業評価委員会傍聴要領	8
○ <u>再評価対象事業位置図</u>	10
○ <u>再評価対象事業総括表</u>	11
○ <u>再評価の視点と対応方針決定の考え方</u>	13
○ <u>新規事業採択時評価対象事業位置図</u>	14
○ <u>新規事業採択時評価対象事業総括表</u>	15
○ <u>新規事業採択時評価の視点と対応方針決定の考え方</u>	16
○ 事業評価実施要領等	17

【別添資料】

(再評価)

○ 大規模特定河川事業（高瀬川水系）	(再評価) 資料－1
○ 高松港 重要港湾改修事業（玉藻地区）	(再評価) 資料－3

(新規採択時評価)

○ 道路改築事業県道円座香南線（中間南工区）	(新規) 資料－6
------------------------	-----------

令和7年度 第6回 香川県公共事業評価委員会

議 事 次 第

日 時：令和7年12月18日（木）13：00～

場 所：県庁本館12階 大会議室

- 1 開 会
- 2 再評価の詳細審議
 - ・大規模特定河川事業 高瀬川水系
 - ・高松港 重要港湾改修事業（玉藻地区）
- 3 新規事業採択時評価の審議
 - ・道路改築事業 県道円座香南線（中間南工区）
- 4 その他
- 5 閉 会

香川県公共事業評価委員会委員名簿

(令和7年12月現在)

香川大学 名誉教授	白木 渡
香川大学 副学長・創造工学部 教授	末永 慶寛
佐藤好美建築工房 主宰	佐藤 好美
(株)人間科学研究所 所長	池田 弘子
香川大学経済学部 准教授	福村 晃一
(一社)香川経済同友会 専務理事	國村 一郎
香川大学創造工学部 准教授	玉置 哲也

以上 7委員(敬称略・順不同)

香川県公共事業評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、事業計画の効果・効率性や事業効果の発現状況等の検証を行うため、県が事業主体となって実施する公共事業の評価（以下「事業評価」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事業評価の対象

対象とする事業は、県が事業主体として実施する事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業、局部改良事業等の比較的小規模な事業及び単独事業を除く全ての事業とする。

第3 事業評価の区分と対象範囲

事業評価の区分と対象範囲は、以下のとおりとする。

なお、以下に掲げる評価を実施する事業以外の事業についても、国の定める要領及び要綱等に準じ、適宜、適切な時期に評価を実施するものとする。

1 新規事業採択時評価

新規事業採択時評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

- (1) 事業費を予算化しようとする事業
- (2) 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業

2 再評価

再評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

なお、再評価を実施しようとする年度に事業が完了又は既に主要な工事を完了している事業については、対象事業から除くことができるものとする。

- (1) 事業採択後5年目で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）で継続中の事業
- (3) 再評価実施後5年間が経過している事業
- (4) 上記以外の事業で、再評価の実施の必要が生じた事業

3 事後評価

事後評価を実施する事業及び整備計画は、以下のとおりとする。

- (1) 事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業で、県が事後評価を行う必要があると判断する事業
- (2) 整備計画終了後

4 その他

上記1、2及び3以外の評価のうち、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により事業評価の実施の必要が生じた事業

第4 事業評価の実施及び結果等の公表

1 事業評価の実施時期

- ① 第3の1の事業については、当該予算に係る年度の前年度末までに実施する。
- ② 第3の2（1）の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- ③ 第3の2（2）の事業については、事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）の年度末までに実施する。
- ④ 第3の2（3）の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。
- ⑤ 第3の3（1）の事業については、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
- ⑥ 第3の3（2）の整備計画については、計画期間の終了後又は計画期間の最終年度中に実施する。

2 評価結果、対応方針等の公表

評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯等とともに公表するものとする。

第5 事業評価の手法

事業評価にあたっては、対象事業の特性に応じて評価を行う際に整理すべき指標及び対応方針を決定する際の判断基準等（以下「評価手法」という。）について、適宜設定するものとする。

なお、国の定める要領及び要綱等に規定のある事業の評価を実施する場合は、国の定める要領及び要綱等に基づいた評価手法に準ずるものとする。

第6 対応方針の決定

知事は、事業評価の実施に当たり、第三者の意見を求める諮問機関として、香川県公共事業評価委員会を設置し、意見を聴き、その意見をできる限り尊重して、対象事業の対応方針（継続、事業計画の見直し、休止又は中止若しくは改善措置に関する方針等）を決定するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成24年8月17日から施行する。
- 2 令和2年2月18日 一部改正

香川県公共事業評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 香川県公共事業評価実施要領に基づき、専門的な見地からの意見を求めるため、香川県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、事業評価に係る県公共事業の対応方針について調査審議し、その適否等について知事に答申するものとする。

2 委員会は、調査審議するにあたっては、事業評価に係る県公共事業のうちから特に重要と認める事業を抽出し、当該事業について調査審議のうえ、知事に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は委員7人以内で組織する。

2 委員は、地域の実状をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、委員会の会議を招集することが適切でないと認められるとき、委員の同意を得て、委員への持ち回りの審議により会議の開催に代えることができる。

(意見の聴き取り)

第6条 委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(特例)

第7条 委員会は、市町（一部事務組合を含む。）から当該市町の実施する事業評価に係る公共事業の対応方針について意見を求められた場合においては、第1条及び第2条の規定にかかわらず、当該対応方針について調査審議し、当該市町に答申するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、香川県土木部技術企画課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年11月11日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、知事が招集する。
- 3 平成13年12月18日 一部改正
- 4 平成24年8月17日 一部改正
- 5 令和元年7月30日 一部改正
- 6 令和3年8月20日 一部改正

香川県公共事業評価委員会傍聴要領

(この要領の目的)

第1条 この要領は、「審議会等の会議の公開に関する指針(平成10年3月30日策定)」(以下「指針」という。)に基づき、香川県公共事業評価委員会の会議(以下「会議」という。)を公開する場合における当該会議の運営上必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は一般傍聴席と報道関係者席とに分ける。

2 一般傍聴席は10席とする。ただし、次条第3項ただし書の場合はこの限りでない。

(傍聴の申込み、受付)

第3条 一般傍聴席で会議を傍聴しようとする者は、会議の開催時刻30分前から開催時刻までの間に、関係の係員に申し出て、備え付けの傍聴受付簿に住所及び氏名を記載し、傍聴の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みの受付は、次条に掲げる者を除き、先着順で行うものとする。

3 一般傍聴席で会議を傍聴できる者は、傍聴受付簿に記載した先着10名とする。ただし、会議の議長が、特に必要があると認めたときは、会議の会場のスペース等を勘案のうえ、一般傍聴席の数を増加し、当該増加席数に応じ、次順位者から傍聴を認めることができるものとする。

4 傍聴人は、会議の議長の指示に従い、会議の会場に入場しなければならない。

(傍聴席へ入場できない者)

第4条 次に掲げる者は、会議の会場に入場することができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 異様な服装をしている者
- 三 きょう器その他危険物と認められる物品を携帯し又は獣類を連れた者
- 四 かさ、のぼり、標識、びら、看板、その他これらに類するものを携帯した者
- 五 その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければいけない。

- 一 拍手その他公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
- 二 帽子、外とうの類を着用しないこと。
- 三 飲食物を持ち込んで飲食しないこと。
- 四 不作法な姿勢をしないこと。

- 五 所定の席にて傍聴を行うこと。
- 六 会議の議長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音しないこと。
- 七 その他秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。
- 八 指針第3項ただし書に基づき、会議が非公開とされた場合には、会議の議長の指示に従い、速やかに退場すること。

(会場の秩序維持)

第6条 傍聴人において前条の規定を守らない者があるときは、会議の議長は、これを注意し、なお守らないときは退場を命じることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年8月17日から施行する。

令和7年度事業評価【再評価】対象事業位置図

○数字は評価対象番号

①大規模特定河川事業（高瀬川水系）

②農山漁村地域整備交付金事業
（大規模農道西讃南部）

③高松港 重要港湾改修事業（玉藻地区）

赤書：今回審議



この地図は国土交通省四国地方整備局の承認を得て、デジタル道路地図データベースを編集作成したものである

令和7年度 事業評価 【再評価】対象事業総括表

評価対象番号	事業名	道路・河川名等	事業主体	工事箇所	着手年度	事業完了予定年度	再評価基準		対応方針(案)	前回抽出の有無	摘要
							年数	区分			
1	大規模特定河川事業	高瀬川水系	香川県	三豊市	R2 (2020)	R32 (2050)	事業採択後5年 (R2)	B	継続		
2	農山漁村地域整備交付金事業	大規模農道 西讃南部	香川県	観音寺市 三豊市	H10 (1998)	R13 (2031)	再評価後5年 (R2)	D	継続	○	H27再評価 (2015年度)
3	高松港 重要港湾改修事業 (玉藻地区)	高松港	香川県	高松市	R6 (2024)	R12 (2030)	その他	E	継続		R5新規採択時評価 (2023年度)
計 3事業											

※○:抽出審議

※●:抽出審議+現場調査

■対応方針(案) 継続 3事業

区分

A:事業採択後、一定期間経過後未着工の事業

B:事業採択後、長期間が経過している事業(事業採択後5年目^{※1)}の年度末までに実施)

C:事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業

D:再評価実施後、一定期間が経過している事業(再評価実施時から5年後の年度末までに実施)

E:その他(社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業)

: 現地調査+詳細審議

: 詳細審議

※1:国が定める再評価実施要領に基づく再評価対象事業以外の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施。

令和7年度 事業評価 【再評価】対象事業総括表【詳細版】

評価対象番号	事業名	道路・河川名等	事業主体	工事箇所	着手年度	事業完了予定年度	総事業費(百万円)	6年度まで執行事業費(百万円)	進捗率	残事業費(百万円)	事業の必要性等	事業が長期化している理由	再評価基準		対応方針(案)	摘要
													年数	区分		
1	大規模特定河川事業	高瀬川水系	香川県	三豊市	R2(2020)	R32(2050)	(5,221) 6,971※	477	工事(10%)7% (事業費ベース) 用地(7%)7% (事業費ベース)	(4,744) 6,494※	過去に浸水被害を受けており、流域内の人口、資産額等も多いことから、早期の改修が必要のため。	整備区間が長く、多額の費用と期間を要するため、事業が長期に及んでいる。	事業採択後5年(R2)	B	継続	※物価上昇を反映
2	農山漁村地域整備交付金事業	大規模農道西讃南部	香川県	観音寺市三豊市	H10(1998)	R13(2031)	10,176	9,267	用地100% (延長ベース) 道路88% (延長ベース)	909	本路線は、県下屈指の農業生産地帯である三豊平野南部の農業生産団地を通過しており、基幹農道の整備を行うことにより農畜産物の集出荷から加工・流通までを組織化し、京阪神市場への物流の効率化を図るとともに、農村地域の生活環境の改善からの観点からも早期完成が望まれている。また、今後予想される大規模災害時の緊急輸送路や避難路としての活用も見込まれる。	県道や市道などの主要道路と接続した「重点整備区間」を設定し、工事費の重点配分を行いながら工事を進め、順次供用を開始し、部分的な事業効果の早期発言を図るなど、限られた予算を効果的に執行するように努めてはいるが、国・県及び市の厳しい財政事情により大幅な事業費の確保が困難な状況となっており、事業が長期化している。	再評価後5年(R2)	D	継続	
3	高松港 重要港湾改修事業(玉藻地区)	高松港	香川県	高松市	R6(2024)	R12(2030)	2,600	40	工事2% (事業費ベース)	2,560	クルーズ船は高松港玉藻地区での受入れを基本としているが、5万トン級を超える大型クルーズ船は、岸壁のスペックが不足するため、朝日地区の岸壁での受入れとなる。朝日地区での受入れは、定期コンテナ船との利用調整等の問題があり、これまで大型クルーズ船は高松港への寄港を断念しており、寄港の機会が失われている。大きな受益をもたらす大型クルーズ船の寄港機会の損失は、地域経済にとっても大きな損失であり、今後、更なる需要が見込まれるクルーズ船について、大型クルーズ船の受入れが可能となるよう、玉藻地区での岸壁の延伸整備を行う。	—	その他	E	継続	
総計 3事業																

■対応方針(案) 継続 3事業

- A: 事業採択後、一定期間経過後未着工の事業
- B: 事業採択後、長期間が経過している事業(事業採択後5年目^{※1)}の年度末までに実施)
- C: 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- D: 再評価実施後、一定期間が経過している事業(再評価実施時から5年後の年度末までに実施)
- E: その他(社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業)

■ : 現地調査+詳細審議

■ : 詳細審議

※1: 国が定める再評価実施要領に基づく再評価対象事業以外の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施。

再評価の視点と対応方針決定の考え方

(国土交通省所管公共事業の再評価実施要領より)

■ 再評価の視点（第5の3）

① 事業の必要性等に関する視点

- 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- 2) 事業の投資効果
- 3) 事業の進捗状況

② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等

③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性

■ 対応方針決定の考え方（第5の4）

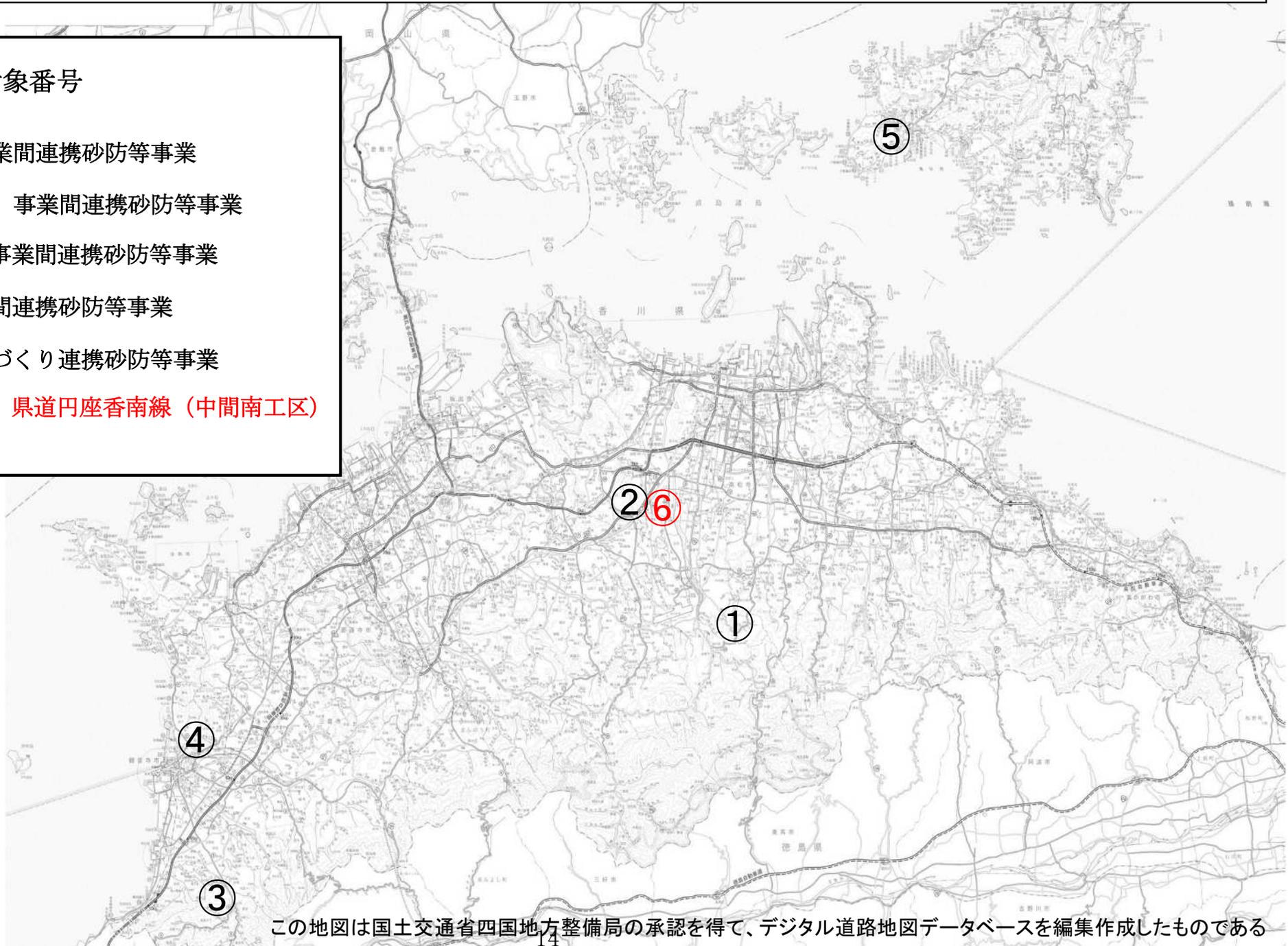
再評価の視点			対応方針
①事業の 必要性等	②事業進捗の 見込み	③コスト縮減や代替案立案等 の可能性	
○	⇔	○	継続
○	⇔	×	
×	⇔	○	中止
×	⇔	×	

令和7年度 事業評価 【新規事業採択時評価】 対象事業位置図

○数字は評価対象番号

- ①久保田地区事業間連携砂防等事業
- ②平岡西川（1）事業間連携砂防等事業
- ③丸山川（2）事業間連携砂防等事業
- ④岡西谷川事業間連携砂防等事業
- ⑤大木戸川まちづくり連携砂防等事業
- ⑥道路改築事業 県道円座香南線（中間南工区）

赤書：今回審議



この地図は国土交通省四国地方整備局の承認を得て、デジタル道路地図データベースを編集作成したものである

令和7年度 事業評価【新規事業採択時評価】対象事業総括表

令和7年12月現在

評価対象番号	事業名	道路・河川名等	事業主体	工事箇所	着手年度	事業完了予定年度	総事業費(百万円)	事業の必要性等	対応方針(案)	摘要
6	道路改築事業県道円座香南線(中間南工区)	県道円座香南線	香川県	高松市	2026年(R8)	2036年(R18)	10,500	<p>県道円座香南線として整備している空港連絡道路は、高松自動車道高松西ICと高松空港を連絡する延長約9kmの地域高規格道路(高松環状道路、高松空港連絡道路)である。</p> <p>現在、事業中である香南工区(約6km)の整備に合わせて中間南工区を整備することにより、高松空港へのアクセス性の向上、並行幹線道路の円滑性の向上及び大規模災害時の緊急輸送道路としての機能など、整備効果の早期発現を図る。</p>	実施	資料-6

※評価対象番号1～5は第4回委員会で審議済

新規事業採択時評価の視点と対応方針決定の考え方

■ 新規事業採択時評価の視点

① 事業の必要性等に関する視点

- 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- 2) 事業の投資効果
- 3) 事業の進捗状況

② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等

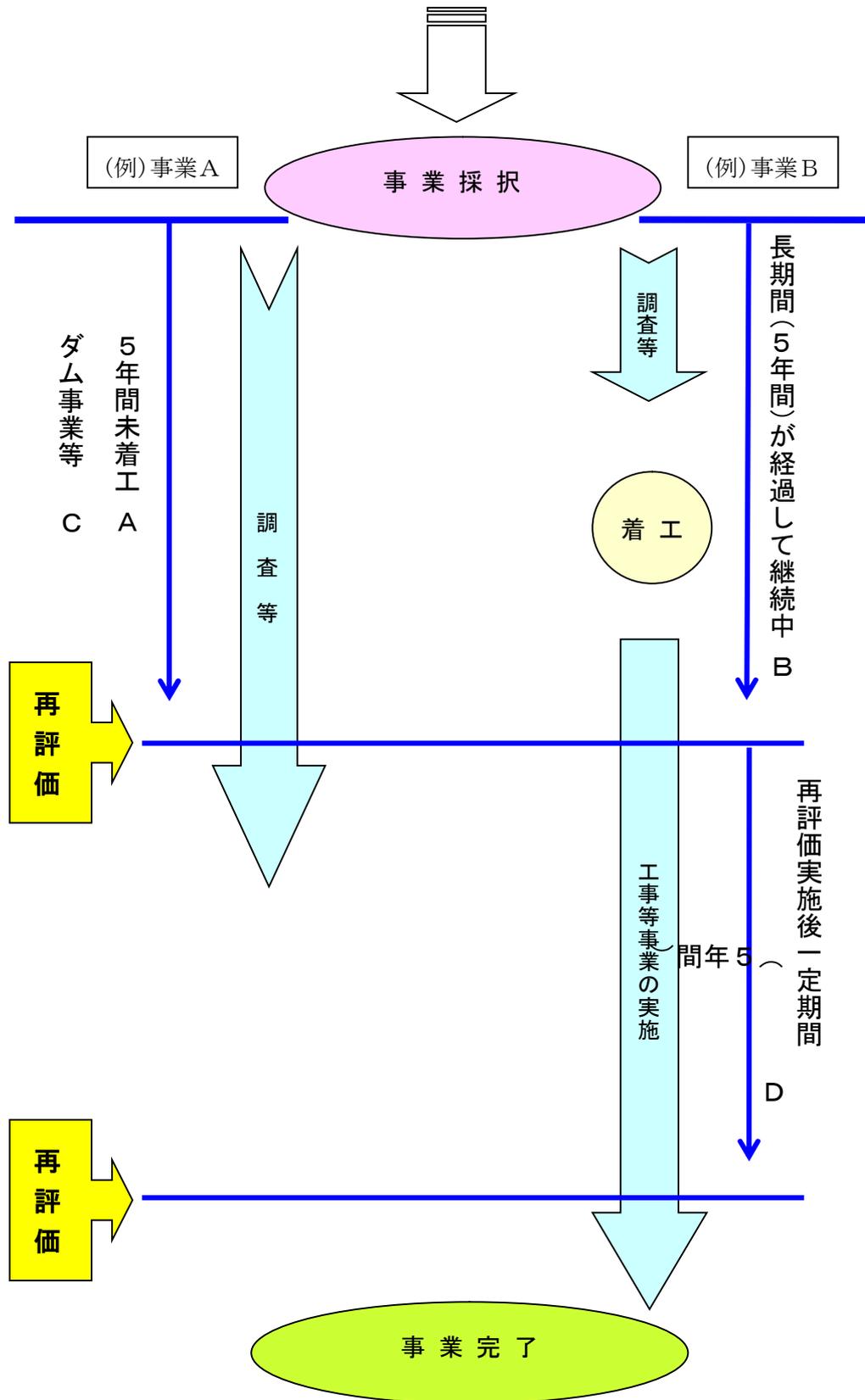
■ 対応方針決定の考え方

新規事業採択時評価の視点		対応方針
①事業の 必要性等	②事業の進捗の 見込み	
○	○	実施

事業評価実施要領等

○ 事業の流れと再評価（国土交通省所管公共事業）	18
○ 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領【R7. 9. 18】	19
○ 河川及びダム事業の再評価実施要領細目【H22. 4. 1】	31
○ 港湾整備事業及び海岸事業の再評価実施要領細目【H29. 4. 1】	35
○ 国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領【R7. 9. 18】	37
○ 道路事業・街路事業に係る新規事業採択時評価実施要領細目【H29. 3. 15】	42

事業の流れと再評価（国土交通省所管公共事業）



※その他社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要性が生じた場合：E

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

公共事業評価は、社会資本が果たす役割が広範かつ長期間に及ぶこと、また、費用便益分析の精緻化には本質的な限界性や課題を内包しており、便益として測りきれない効果があることなどを十分認識しておく必要がある。評価の実施主体は、それらを踏まえた上で可能な限り定量的、定性的に分析した上で、総合的に評価を行うものであることに留意する。

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たっては、社会的要請や新たなニーズ等への対応による事業実施環境の変化などを踏まえて、必要に応じて事業内容の改善を図り、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。ただし、国土交通省が所管する公共事業のうち、いわゆる「その他施設費」に係る事業の再評価については、別途定めるところによるものとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。ただし、水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるものを除く。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するもの又は水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるものを除く。）

第3 再評価を実施する事業

1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

(1) 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業

「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする（以下同じ。）。また、この場合において、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については「3年間」、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とし、「未着工の事業」とは別紙-1のとおりとする。

(2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業

この場合において、「長期間」とは「5年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。

(3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。

① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等（高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。）で大規模なもの（着工準備費を予算化したものに限る。）。

② 実施計画調査費を予算化したダム事業。

なお、「準備・計画段階」とは、①に掲げる事業については「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」、②に掲げる事業については「実施計画調査費の予算化から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とし、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については「3年間」、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とする。

(4) 再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中（一部供用事業を含む。）又は3年間が経過した時点で未着工の事業」とし、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。

(5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業 この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、事業費

や事業期間等の進捗状況を適時・適切に確認する取組を行った事業についてはその結果も踏まえ、再評価の実施主体（第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。）又は所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）の長が行うものとする。

2 留意事項

- (1) 高速自動車国道に係る事業、都市高速道路に係る事業及び新幹線鉄道に係る事業については、工事実施計画の認可をもって事業費の予算化が決定されたとみなす。
- (2) 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又は変更が行われた事業については、「事業採択」の定義における「事業費の予算化」及び「準備・計画段階」の定義における「着工準備費の予算化」を「都市計画の決定又は変更」に、また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定又は変更が行われ、当該事業が河川整備計画中に位置づけられる事業については、「事業採択」の定義の「事業費の予算化」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。
- (3) 水道に係る事業においては、「第3の1(2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業」の「長期間」とは「10年間」とする。なお、令和5年度以前に事業採択された事業においても同様の取り扱いとする。
- (4) 工事着手時や事業の一部完了時など事業進捗の節目において、事業費や事業計画の抜本的な見直しが生じた場合は、適時・適切に再評価を実施すること。

第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

1 再評価の実施手続

- (1) 再評価の実施主体は以下のとおりとする。
 - ① 直轄事業にあつては、地方支分部局等。
 - ② 独立行政法人等施行事業にあつては、独立行政法人等。
 - ③ 補助事業等にあつては、地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等（国、独立行政法人等、地方公共団体等又は地方公社以外のものをいう。以下同じ。）。
- (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所予算措置を公表する事業については、概算要求書の財務省への提出時までとする。
 - ① 第3の1(1)に該当する事業のうち、(3)①及び②1に掲げる種類の事業について

ては、事業採択後3年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。

② 第3の1(2)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。

③ 第3の1(3)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後3年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。

④ 第3の1(4)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、再評価実施時から5年間(継続中の場合)又は3年間(未着工の場合)が経過後の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。

(3) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

① 直轄事業 地方支分部局等は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等(以下「データ収集等」という。)を行い、再評価を受けるために必要な資料(以下「再評価に係る資料」という。)を作成し、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、事業の継続の方針(必要に応じて事業手法、施設規模等内容の改善及び配慮すべき事項を含む。)又は中止の方針(中止に伴う事後措置を含む。)(以下「対応方針」という。)(原案)を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会(以下「事業評価監視委員会」という。)の意見を聴き、対応方針(案)を決定するとともに、対応方針(案)の決定理由等を添えて本省等(本省又は外局をいう。以下同じ。)に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針(案)に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

②1) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、関係する都道府県・政令市の意見を聴いた上で、対応方針(原案)を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針(案)を決定するとともに、対応方針(案)の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、独立行政法人等と協議し

- つつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。
- 2) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業に限る。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、地方公共団体等と十分な調整を図った上で事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に提出し、必要な場合は補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施。また、一般国道の新設、改築に係る大臣認可申請を含む。以下同じ。）を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等（一般国道の新設、改築に係る大臣認可を含む。以下同じ。）に係る対応方針を決定する。
- ③ 補助事業等 地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に送付し、必要な場合は補助金交付等に係る要求を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。
- (4) 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。また、独立行政法人等施行事業においても、河川整備計画の策定・変更の手続きの実施主体は地方支分部局等又は地方公共団体とする。
- (5) 高速自動車国道の暫定区間の車線数の増加に係る事業については、本省等の学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、整備計画の変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。

2 再評価結果、対応方針等の公表

対応方針の決定者及び所管部局等は、1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後（年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後）、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所ですら措置

を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。

3 関係資料の保存

- (1) 対応方針の決定者及び所管部局等は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、再評価結果及び対応方針等に関する資料を保存するものとする。
- (2) 再評価の実施主体は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

4 一括配分に係る事業に関する特例事項

一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業）については、以下のとおりとする。

- ① 1(3)の規定については、以下のとおりとする。
 - 1) 1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、1(3)②2)及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分局等」と読み替えるものとする。
 - 2) 1)の場合、地方支分部局等は、補助金交付等に係る対応方針等を本省等に送付するものとする。
- ② 2の規定については、「所管部局等」を「所管部局等及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

第5 再評価の手法

1 再評価手法の策定

- (1) 所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む再評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの再評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。）に意見を聴くものとする。
- (2) 大臣官房は、評価手法について事業種別間において共通的に考慮すべき事項（以下、「共通的事項」）について策定する。なお、共通的事項を策定するに当たっては、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）の意見を聴

くものとする。

- (3) 大臣官房及び所管部局等は、それぞれ策定した共通的事項及び事業種別ごとの再評価手法を公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するとともに、策定した再評価手法を公表するものとする。
- (4) 再評価手法の改善については、第5の1(1)、(2)及び(3)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

2 再評価手法の改善

所管部局等は、再評価の精度の向上を図るため、再評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに再評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

また、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）において、再評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について検討するものとする。

3 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

① 事業の必要性等に関する視点

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。

2) 事業の投資効果

事業の投資効果やその変化。

原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

3) 事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。

② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等。

③ 主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減、代替案立案等の改善の視点

- ・上位の計画・ビジョンの変更や防災・減災対策の強化、環境負荷の低減、カーボンニュートラルの実現等の社会的要請
- ・地元協議や新たなニーズへの柔軟な対応などによる事業実施環境の変化
- ・事前調査との乖離などによる現地条件の変化・技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減や代替案の立案

4 対応方針又は対応方針（案）決定の考え方

① 3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつて、③の視点による再評価により主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。

② 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価に基づき、主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を実施することによって3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつては、当該改善を実施した上で事業を「改善継続」とすることができるものとする。

また、3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断される場合にあつても、③の視点による再評価に基づき、主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合においては、当該改善を実施した上で事業を「改善継続」とすることができるものとする。

③ 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価により、主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。

- ④ 河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更にあたり、学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議中である場合には、その審議状況を踏まえて、当面の事業の対応方針について判断するものとする。

第6 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

1 事業評価監視委員会の設置

再評価の実施主体の長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として、事業評価監視委員会を設置するものとする。事業評価監視委員会は、地方支分部局等、都道府県、政令指定都市又は独立行政法人等ごとに原則として1つ設置するものとするが、都道府県又は政令指定都市については、必要に応じ事業種別を勘案して複数設置することができるものとする。なお、自ら事業評価監視委員会を設置する方法に代えて、独立行政法人等は地方支分部局等の事業評価監視委員会に、市町村等（政令指定都市を除く。）は都道府県の事業評価監視委員会に、地方公社又は民間事業者等は地方公共団体の事業評価監視委員会に依頼する方法も採りうるものとする。

2 事業評価監視委員会における審議対象事業

事業評価監視委員会は、再評価の実施主体が再評価を実施する全ての事業の対応方針（原案）について審議するものとする。

3 事業評価監視委員会の役割

事業評価監視委員会は、再評価の実施手続きを監視し、当該事業に関して再評価の実施主体が作成した対応方針（原案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見の具申を行うものとする。

4 事業評価監視委員会における審議方法

審議方法は、各事業評価監視委員会が決定する。その際、審議の公開又は議事録の公表等により審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性に応じた判断や技術的判断等が可能な運営となるよう配慮するものとする。

5 事業評価監視委員会の意見の尊重

再評価の実施主体の長は、事業評価監視委員会より意見の具申があったときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとする。

6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

第7 その他

1 再評価に係る重要事項の検討

本要領の改定等の再評価に係る重要事項は、検討委員会において検討し、決定するものとする。

2 所管部局等と各再評価の実施主体との密接な連携、調整

所管部局等と各再評価の実施主体は、ヒアリング、相談等により、密接な連携、調整を図るものとする。

3 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

4 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局等は、本要領に基づき、事業種別ごとの再評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

第8 施行

1 本要領は、令和7年9月18日から施行する。

ただし、本要領の規定は、令和8年度以降に適用する。

2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（令和6年9月5日改定）」は、廃止する。

第9 経過措置

1 第4の1(3)①及び②1に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を

設ける。

(1) 平成22年度に、以下に該当する事業については、平成23年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。

- ① 事業採択後5年間が経過して未着工の事業
- ② 事業採択後10年間が経過して継続中の事業
- ③ 準備・計画段階で5年間が経過している事業
- ④ 再評価実施後5年間が経過して継続中又は未着工の事業

(2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の1に該当する事業及び第3の1に規定する期間を超過している事業については、平成24年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。

2 第4の1(3)②及び③に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。

(1) 平成22年度に、事業採択後10年間が経過して継続中の事業については、平成22年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。

(2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の1(2)に該当する事業及び第3の1(2)に規定する期間を超過している事業については、平成23年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手
ダム事業	用地買収手続、工事ともに未着手
砂防・地すべり対策事業	用地買収手続、工事ともに未着手
海岸事業	用地買収手続、工事ともに未着手
道路、街路事業	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続又は補償手続に未着手
港湾整備事業	工事に未着手
空港整備事業	設置告示がなされていない又は用地買収手続等に未着手
航空路整備事業	実施設計又はシステム設計に未着手
都市・幹線鉄道整備事業	工事に未着手
整備新幹線整備事業	工事に未着手
船舶交通安全基盤整備事業	工事に未着手
住宅市街地基盤整備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に準じて設定
住宅市街地総合整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
都市公園等事業	用地買収手続、工事ともに未着手

河川及びダム事業の再評価実施要領細目

第1 目的

本細目は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき、河川及びダム事業の再評価を実施するための運用を定め、もって適正に再評価を実施し、河川及びダム事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

河川及びダム事業のうち以下の事業を除く全ての事業を対象とする。ただし、当該年度完成予定事業は除く。

- (1) 河川工作物関連応急対策事業
- (2) 河川維持修繕事業及び堰堤維持事業等維持・修繕に係る事業
- (3) 河川激甚災害対策特別緊急事業等の災害に係る事業
- (4) 災害復旧に係る事業

第3 再評価を実施する事業

1 用語の定義

(1) 事業採択

「事業採択」とは、再評価の実施単位（以下「評価単位」という。）に事業費が予算化されたことをいう。

(2) 未着工の定義

河川事業における「未着工の事業」とは、用地買収等の契約が1件も成立しておらず、かつ、工事（当該事業に係る附帯工事を含む。）に未着手の事業をいう。

ダム事業における「未着工の事業」とは、用地補償基準が未妥結、かつ工事に未着手の事業をいう。ただし、用地補償基準を作成しない事業の場合、「用地補償基準が未妥結」を「用地買収等の契約が1件も成立しておらず」と読み替えるものとする。

2 事業評価の単位の取り方

河川事業における評価単位は、一連の整備効果を発現する区間を基本とする。ただし、当該評価単位が非常に長大なものとなり一括の評価が困難である場合、同一区間でも整備の目的が異なる場合（例えば、通常改修と内水対策等）等においては、必要に応じて適切に評価単位を分割するものとする。

ダム事業における評価単位については、原則として事業採択の単位とする。

第4 再評価の実施及び結果等の公表

1 再評価の実施手続

(1) 独立行政法人等施行事業の取り扱い

①独立行政法人水資源機構法（平成19年3月31日法律第23号）第12条第1項第1号に規定する独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）施行のダム事業の取り扱いについては、次のとおりとする。

1) 再評価の実施主体

関係地方整備局及び水資源機構等とする。

2) 再評価の進め方

再評価に係る資料の作成及び対応方針（案）の決定は、関係地方整備局及び水資源機構が共同して行うものとする。

②独立行政法人都市再生機構法（平成19年3月31日法律第19号）第18条第1項第4号に規定する独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）施行の河川事業の取り扱いについては、次のとおりとする。

1) 再評価の実施主体

関係地方公共団体及び都市再生機構等とする。

2) 再評価の進め方

再評価に係る資料及び対応方針（案）の作成及び対応方針の決定は、関係地方公共団体と都市再生機構が共同して行うものとする。

(2) 資料の提出先

直轄事業及び水資源機構施行事業（以下「直轄事業等」という。）については、再評価に係る資料、対応方針（案）及びその決定理由等を本省河川局河川計画課（以下「河川計画課」という。）に提出する（水資源機構施行事業については、関係地方整備局及び水資源機構の連名で河川計画課に提出する）ものとし、補助事業及び都市再生機構施行事業（以下「補助事業等」という。）については、再評価に係る資料、対応方針及びその決定理由等を当該事業を所管する地方支分部局等（以下「地方支分部局等」という。）を経由して、河川計画課に送付する（都市再生機構施行事業については、関係地方公共団体及び都市再生機構の連名で河川計画課に送付する。）ものとする。

ただし、補助事業において地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業（以下「一括配分に係る事業」という。）については、地方支分部局等は補助金交付に係る対応方針等を別紙③④により河川計画課に速やかに送付するものとする。

(3) 都道府県からの意見聴取について

直轄事業等については、河川法（昭和39年法律第167号）第60条第1項及び第63条第1項の規程により費用を負担することとなる都道府県の意見を聴くものとする。意見の聴取の実施時期は事業評価監視委員会への意見聴取を行う前までに行うものとする。

(4) 河川整備計画の策定・変更の活用について

実施要領第4の1(4)の規定に基づき河川整備計画の策定・変更により再評価の手続を行う場合には、実施要領第4の1再評価の実施手続き、及び実施要領第5の3再評価の視点等の規定を踏まえ、実施要領に基づき適正に評価を実施するものとする。

第5 再評価の手法

1 再評価の視点

河川及びダム事業については、実施要領第5の3に規定する各視点ごとに、原則として以下の評価項目に基づいて再評価を実施するものとする。なお、費用対効果分析については、別に定める「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づいて算定するものとする。

(1) 事業の必要性等

①事業を巡る社会経済情勢等の変化

- 1) 災害発生時の影響
- 2) 過去の災害実績
- 3) 災害発生の危険度
- 4) 地域開発の状況
- 5) 地域の協力体制
- 6) 関連事業との整合 等

なお、環境整備に係る事業にあつては、上記4)から6)に加え、

- 7) 河川環境等を取りまく状況
- 8) 河川及びダム湖等の利用状況 等

②事業の投資効果

- 1) 費用対効果分析

③事業の進捗状況

- 1) 事業採択年
- 2) 用地着手年、工事着手年
- 3) 事業進捗状況 等

(2) 事業の進捗の見込み

- ①今後の事業スケジュール 等

(3) コスト縮減や代替案立案等の可能性

① 代替案の可能性の検討

② コスト縮減の方策 等

第6 事業評価監視委員会

実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

第7 施行

1 本細目は、平成22年4月1日から施行する。

2 本細目の施行に伴い、平成21年12月24日に改定された「河川及びダム事業の再評価実施要領細目（国河計第88号）」は廃止する。

港湾整備事業及び海岸事業の再評価実施要領細目

第1 目的

港湾整備事業及び海岸事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、本実施要領細目を定める。

第2 再評価の対象とする事業の範囲（実施要領第2関連）

対象とする事業は、港湾整備事業及び海岸事業のうち、維持・管理に関わる事業、災害復旧に関わる事業等を除く全ての事業とする。

第3 再評価を実施する事業（実施要領第3関連）

- (1) 評価は原則として新規事業採択時評価の実施単位と同じ単位について実施する。
また、計画の見直し等により、新規事業採択時評価と同じ単位で実施できない場合は、再評価の実施主体がプロジェクトの内容を勘案し、新規事業採択時評価の実施単位選定の考え方に準じて適切な評価の実施単位を選定する。
- (2) 再評価の実施の時期は、新規事業採択時評価の実施単位の施設に含まれる一以上の施設が最初に採択された年度をその実施単位の事業採択年度として考え、その実施単位の施設は全て同一年度に再評価を実施する。
- (3) 再評価の実施主体または港湾局長は、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施が必要かどうかについて判断する。

第4 再評価の実施（実施要領第4関連）

複数の事業主体が一体となって実施するプロジェクトの再評価に際しては、各事業の実施主体が協議の上、再評価にあたっての必要な諸手続、再評価の実施などを検討すること。この場合、再評価の実施時期に関わる事業採択は、原則として先行している事業とする。

第5 再評価の手法（実施要領第5関連）

再評価を行う際の評価の視点及び評価方法については、以下を基本とし、各プロジェクトの特性に応じて適切に実施する。

(1) 事業の必要性等に関する視点

①事業を巡る社会経済情勢の変化

新規事業採択時評価時点あるいは前回の再評価時点からの費用、需要、地元情勢等について、その状況変化等を分析する。

②事業の投資効果

事業の投資効果やその変化を検証するために、原則として港湾整備事業については、別に定める「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル」に基づき、海岸事業については別に定める「海岸事業の費用便益分析指針（改訂版）」に基づき、費用対効果分析を実施する。

なお、評価にあたっては、事業継続による投資効率性を評価する「残事業の投資効率性」と、事業全体の投資効率性を評価する「事業全体の投資効率性」の両者による費用便益分析を実施する。

③事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等を検討する。

(2) 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通しなどを検討する。

(3) コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用、新たなコストの縮減の可能性がある場合は、事業手法、施設規模等の見直しを行う。

第6 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、事業評価監視委員会より意見の具申があったときは、これを最大限尊重し、対応を図る。

第7 施行

(1) 本実施細目要領は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 本細目の施行に伴い、「港湾関係事業及び海岸事業の再評価実施要領細目（平成23年7月5日策定）」は廃止する。

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領

公共事業評価は、社会資本が果たす役割が広範かつ長期間に及ぶこと、また、費用便益分析の精緻化には本質的な限界性や課題を内包しており、便益として測りきれない効果があることなどを十分認識しておく必要がある。評価の実施主体は、それらを踏まえた上で可能な限り定量的、定性的に分析した上で、総合的に評価を行うものであることに留意する。

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価を実施する。新規事業採択時評価は、個々の事業における公共事業としての果たすべきミッションを明確化し、事業特性に応じて、インフラが将来にわたって利用されることによる地域や国の価値・魅力・競争力向上への貢献、社会への波及的影響等の観点や費用対効果分析を含め、総合的に実施するものである。

第2 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。ただし、国土交通省が所管する公共事業のうち、いわゆる「その他施設費」に係る事業の評価については、別途定めるところによるものとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。ただし、水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるものを除く。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。））、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するもの又は水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるものを除く。）

第3 評価を実施する事業

評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- 1 事業費を予算化しようとする事業
- 2 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業。ただし、次に掲げる事業で、

事業採択（事業費の予算化をいう。以下同じ。）前の準備・計画段階で着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。

- ① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等（高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。）で大規模なもの（着工準備費を予算化するものに限る）。
- ② 実施計画調査費を予算化するダム事業

第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

1 評価の実施手続

- (1) 評価の実施主体は、本省又は外局（以下「本省等」という。）とする。
- (2) 評価の実施時期は、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認される前までに、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所ですべての予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
- (3) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。
 - ① 直轄事業 地方支分部局等は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、評価を受けるために必要な資料（以下「評価に係る資料」という。）を作成するとともに、本省等に提出する。本省等は、当該事業の予算化について、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、地方支分部局等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。
 - ②1) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業を除く。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、新規事業化要求等を行う。本省等は、当該事業の予算化等について、関係する都道府県・政令市の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、独立行政法人等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化等に係る対応方針を決定する。
 - 2) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業に限る。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに（間接補助事業の場合については、地方公共団体と十分な調整を図るものとする。）、

本省等に提出し、補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施）を行う。本省等は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

③ 補助事業等 地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等（国、独立行政法人等、地方公共団体等又は地方公社以外のものをいう。以下同じ。）は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施）を行う。本省等は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

(4) 河川事業、ダム事業における評価の実施手続きについては、河川法に基づく河川整備計画の策定・変更の手続きの活用を図るものとする。

2 評価結果、採択箇所等の公表

所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）は、1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認される前までに、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後（年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後）、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所ですべて予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。

3 関係資料の保存

(1) 所管部局等は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、評価結果及び採択箇所等に関する資料を保存するものとする。

(2) 地方支分部局等、独立行政法人等、地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

4 一括配分に係る事業に関する特例事項

一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業）については、以下のとおりとする。

① 1(1)の規定については、「本省又は外局（以下「本省等」という。）」を「地方支分部局等」と読み替えるものとする。

② 1(3)の規定については、以下のとおりとする。

- 1) 1 (3)②2) 及び③に掲げる種類の事業については、1 (3)②2) 及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。
- 2) 1) の場合、地方支分部局等は、補助金交付等に係る対応方針を本省等に送付するものとする。
- ③ 2 の規定については、「所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）」を「所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）」及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

第5 評価の手法

1 評価手法の策定

- (1) 所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの評価手法の策定に当たっては、学識経験者等から構成される委員会（以下「評価手法研究委員会」という。）を設置し、意見を聴くものとする。
- (2) 大臣官房は、評価手法について事業種別間において共通的に考慮すべき事項（以下、「共通的事項」）について策定する。なお、共通的事項を策定するに当たっては、第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会の意見を聴くものとする。
- (3) 大臣官房及び所管部局等は、それぞれ策定した共通的事項及び事業種別ごとの評価手法を第6に定める公共事業評価システム検討委員会に報告するとともに、策定した評価手法を公表するものとする。
- (4) 評価手法の改善については、第5の1(1)、(2)及び(3)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

2 評価手法の改善

所管部局等は、評価の精度の向上を図るため、評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

3 公共事業評価手法研究委員会

評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について検討するため、国土交通省に学識経験者等から構成する公共事業評価手法研究委員会を設置する。また、必要に応じて、研究委員会の下に分科会を設置する。

第6 公共事業評価システム検討委員会

国土交通省所管公共事業の事業評価の円滑かつ的確な実施を確保するため、国土交

通省に公共事業評価システム検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。検討委員会は、事業評価の実施要領の改定等の事業評価に係る重要事項について検討し、決定する。また、検討委員会は、必要に応じて、検討委員会の下に事業特性に応じた部会を設置し、評価の適正化に関する検討を行うものとする。なお、このほか、詳細については、別途定めるものとする。

第7 その他

1 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

2 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局等は、本要領に基づき、事業種別ごとの新規採択時評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

第8 施行

1 本要領は、令和7年9月18日から施行する。

ただし、本要領の規定は、令和8年度以降に適用する。

2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領（平成6年6月27日改定）」は、廃止する。

道路事業・街路事業に係る新規事業採択時評価実施要領細目

第1 評価の対象とする事業の範囲（実施要領第2 関連）

対象とする事業は、新設・改築事業（独立行政法人等施行事業、高速自動車国道及び一般国道に係る事業並びに地方道及び街路に係る事業等に係るもの）とする。

ここで、独立行政法人等施行事業には、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社（以下、「会社」という。）が行う事業を含むものとする。

第2 評価を実施する事業（実施要領第3 関連）

原則として事業採択を行う際の「箇所」を1つの事業単位とするが、一つの「箇所」を複数の「区間」に分けて事業採択する場合は、各々の「区間」を一つの事業単位とする。なお、複数の区間又は箇所（予定も含む。）が一体となって効果を発揮する道路ネットワークについては、それらをまとめて評価を行うことができるものとする。

第3 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存（実施要領第4 関連）

- 1 一般道路事業及び有料道路事業が一体となって実施される事業の評価の実施
一般道路事業及び有料道路事業が一体となって実施される事業については、先行する事業を評価する際に両事業を併せて全体の評価を実施するものとする。
- 2 会社が行う事業の評価の実施及び結果等の公表の時期
会社が行う事業のうち、当該事業に係る政府予算を伴わないものについては、評価の実施及び結果等の公表の時期は、事業許可時点までとする。
- 3 「評価に係る資料」の内容
「評価に係る資料」は、対象事業の目的に加え、第4に示す評価指標に係る資料とする。
- 4 「関係する都道府県・政令市」の対象
「関係する都道府県・政令市」は、会社が行う事業の場合、当該事業が経過する又は当該事業について出資金を拠出する都道府県・政令市とする。

5 結果等の公表

結果等の公表は、別に定める様式により実施するものとする。

第4 評価の手法（実施要領第5関連）

国土交通省所管公共事業の新規採択時評価実施要領第5の1に基づき定めた評価手法は以下のとおりである。

新規事業採択に当たっては、別に定める評価指標を用いて事業の評価を実施し、この評価を踏まえ、当該年度の予算枠、地域固有の状況等の諸要素を総合的に考慮して、新規事業採択箇所を決定する。なお、評価指標の一つである費用便益比については、別に定める費用便益分析マニュアルに基づき算定する。

第5 施行期日

本細目は、平成29年3月15日から施行する。